

令和5年鉾田市農業委員会9月定例総会議事録

日 時	令和5年9月25日（月）午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
	事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査				
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	15番 窪 伸衛 16番 山口 正重					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について					
	議案第 2 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について					
	議案第 3 号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について					
	議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更（総合見直し）に対する意見決定について					
	報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
	報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の					

	<p style="text-align: center;">権利移動届出について</p> <p style="text-align: center;">報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p style="text-align: center;">報告第 4 号 農地法制限除外の届出について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和5年銚田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。先日は、私がコロナにかかってしまって、皆様には本当にご迷惑のほうをおかけしまして、本当にこの場を借りておわび申し上げます。かかるつもりはなかったのだけれども、うちのが風邪を引いたって寝込んでいたから、そのまま置いておいて、二、三日たったらば調子よくなったからと御飯作ってもらって、御飯食べたらば家族全員が今度かかってしまったもので、それで家族全員で自宅待機ということで、せがれも何となく仕事に行ってしまったのだけれども、一応電話をかけて、医者へ行ってコロナの検査をやってみると。そのまま仕事をやっていた、周りの人にうつってしまったらしょうがないから、取りあえず昼間で早く帰ってこいといって、せがれも帰ってきて医者へ行ったら案の定、家族全員。だから、せがれのほうも会社の人にはうつさないで済んだし、私家族も全部1週間隔離されましたけれども、2日くらいで治ってはいたのですけれども、医者のお話ではやはり1週間は家から出ないでくださいということで、風邪の薬だけもらって、そのまま家族で過ごしました。</p> <p>うちの女親も98歳で、私と同じくかかりましたけれども、回復もやはり98歳でも生命力があるせいか、私と同じに治って無事だったです。コロナだというのが分かったのは、うちの母親が御飯を持っていても、茶わんを持ってないのです。みそ汁を持っていても、普通に持って飲むのだけれども、それが斜めになってしまうのです。こぼしてしまったり、御飯もこぼしてしまったり、これ重症だな、もしかしたら、いや、医者行こうということで医者へ行ったらば、風邪ではありません、コロナですという感じで、そういうことでうちの家内もすぐ来いということで検査したらやっぱり。せがれもそういうことで家族全員がかかってしまったということで、うちもどこでかかってきたのだから、ちょっとそれは分からないもので、</p>
--	--

	<p>やはりコロナは本当にそこらじゅうにあります。幾ら気をつけていても、目に見えないものですから、本当に非常に危険と言えば危険だけれども、ただ私もコロナの接種を6回やっておりましたので、症状は軽く、2日くらいで全然もうふだんどおりの生活をしていましたけれども。そういうことで、コロナもかなり持っている方が非常にいるのではないかなと思っております。</p> <p>それと、野菜がハウスの中で盗まれたとか、いろいろな被害を被る。これから、倉庫に置いておいた米も盗まれる、梨も盗まれる。農産物がこんなに被害を被っているということは、やはり農産物が幾らか前からみたら高くなってきているのかなと思っておりますけれども、銚田市は農業の生産が主でございますので、皆さんもくれぐれも気をつけていただきたいと思います。</p> <p>そういうことで、これからいろいろな場面で農業委員会もだんだん、だんだん忙しくなってきたり、厳しくなってきたりしております。いろいろな諸問題もまだまだ事務局のほうに届いております。私になった頃にはそういう問題が非常になかったもので、だんだん、だんだんこういう目まぐるしいような、そういういろいろな難問にかかってくるような時期に来ておりますけれども、ひとつ気を引き締めてやっていきたいと思っております。</p> <p>今日も一日、ひとつ皆さん、慎重審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>

議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、15番 窪伸衛 委員、16番 山口正重 委員の両名を指名いたします。	
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。	
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 9番 長峰克巳 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ここでご報告いたします。	
議	長	それでは、これより議事に入りたいと思います。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)	
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。	
議	長	番号1番から番号8番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。	
事	務	局	番号1番から番号8番までご説明いたします。 申請件数につきましては8件、地目、田3筆、畑11筆、計14筆。面積は5万5,292平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買5件、普通贈与2件、区分地上権1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。存じます。

<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、草野です。1番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄です。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは専業農家で、経営面積も370アールあり、後継者も地域の若いリーダーとして頑張っています。申請地取得後は、サツマイモを栽培するそうです。 以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長 山口正重委員</p>	<p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、山口です。申請番号2番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■さんの希望により売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはイチゴを中心としてミニトマト、葉物などを中心とした農家であり、経営面積も2町6反あり、後継者も熱心に取り組んでおり、また研修生も3人いるそうです。イチゴ等のハウスを増築するため、申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして、番号3について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。3番についてご説明いたします。 ■■■さんは、太陽光発電を中心に事業を行っている業者さんでありまして、このたび営農型太陽光を設置するという案件でありまして、何の問題もない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長 小沼藤雄委員</p>	<p>続きまして、番号4番から番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、小沼です。譲渡人、■■■さんは、養豚業などを営ん</p>

	<p>でいまして、譲受人、■■■■さんはミズナなどを大きく栽培している農家であります。このたび2人の間で贈与が成立しまして、■■■■さんが農業経営の安定化を図るということで、規模拡大ということで成立して、問題ない案件と思われまますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、5番、■■■■さんと■■■■さんの間で売買契約が成立しまして、■■■■さんの田んぼなどは、■■■■さんが前から耕作しておりまして、そこで■■■■さんのほうから買ってこないかということで■■■■さんが買ったということです。■■■■さんは、30ヘクタールほど大きく水稻などを栽培、経営していまして、そのほかにも葉物などをやっている農家でありますので、問題ない案件だと思われまますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番、井川です。7番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■■、■■■■さんと下太田の■■■■さんの間で売買がまとまったものでございます。■■■■さんは、以前から土地の持ち主の■■■■さんの土地を借りてサツマイモを栽培しておりました。そして、今回■■■■さんが亡くなりまして、相続者がいないということで、■■■■さんが全部を国のほうから裁判所のほうから任されたということであります。そういった点から、耕作していましたが■■■■さんが今回売買を受けることになったそうです。■■■■さんは息子さんでありまして、息子さんは60代前半の方であります。お父さんとお母さん、息子さん、実習生、そして弟も農業に従事している、春メロン夏のアールスメロンそしてサツマイモ、サツマイモは加工なども行っております。何ら問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>今7番を委員にやっていたけれども、先ほど小沼さんの農業委員会の6番の案件が抜けておりましたので、6番の案件をもう一度続けてお願いいたします。</p>
<p>小沼藤雄委員</p>	<p>20番、小沼です。続けて3つもあると思わなかったので、うっかり飛ばしてしまいました。すみません。</p> <p>■■■■さんと■■■■さんは近所関係でありまして、先ほど話しました■■■■さんとお互いに持っている土地を交換しようということで贈与ということになりました。問題ない案件かと思われまますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>梶間幸一委員</p>	<p>24番, 梶間です。8番について説明します。譲受人, ████████ ██████さんと譲渡人, ████████さんは知人の関係です。この農地は道が なく, ████████さんのところを通っていたわけですが、このたび ██████さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にま とまったということです。許可要件について問題ないと思われま すので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号8番について質疑に入ります。質疑 を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 番号1番から番号8番を申請どおり許可と決定することでご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号8番を申請どおり許可と 決定いたします。</p>
<p>(議案第2号 農地法第5条の規定による権利 の設定, 移転を伴う転用許可について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設 定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番, 権利, 賃貸借。申請地, ████████, ████████, 地目, 畑, 面積, 946平方メートル。賃借人, ████████, ██████, ████████, ████████, ████████。賃貸人, ████████, ██████, ████████。転用施設, 資材置場, 重機置場, 946平方メートル。事由, 鉾田・大洗広域事務組合発注の上釜地</p>

	<p>内の新ごみ処理施設搬入路整備工事に必要な工事用資材及び重機を置くための資材置場として利用したいため。許可日から6か月間の一時転用となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>7番、草野です。1番について報告いたします。</p> <p>去る15日に4番、菅谷委員、8番、平沼委員、7番、草野と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的な転用であるので、許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>議 長 梶間幸一委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。1番について説明します。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの左側を御覧ください。国道51号線、日本原子力研究機構入り口手前の左側になります。■■■■さん、譲受人、■■■■さんは知人の関係です。■■■■さんが申請地に銚田・大洗広域事務組合発注の上釜地内の新ごみ処理施設搬入路工事に必要な工事用資材、重機置場に賃借契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積238平方メートル。同じく[REDACTED]。地目、畑、面積258平方メートル。計2筆、496平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅94.40平方メートル。事由、現在家族6人で実家に同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。2番についてご報告いたします。</p> <p>去る9月15日に7番、草野委員、8番、平沼委員、私と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページ右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。申請地は、農業区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 宇佐見達夫委員</p>	<p>続きまして、地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。2番について説明します。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図は、1ページ右側となります。県道110号線大戸入り口より北へ1.8キロ先を右に入り、300メートル先左側となります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人関係となります。今回[REDACTED]さんの現在の自宅の隣の[REDACTED]さんの農地を買い受け、自己住宅を建築したいとのことでした。特に問題はない案件かと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>

議 長	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号3番，権利，贈与。申請地，XXXXXXXXXX。 地目，畑，面積496平方メートル。譲受人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。譲渡人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。 転用施設，自己住宅81.20平方メートル。事由，現在家族5人で借家に住んでおりますが，子供の成長に伴い手狭となったため，実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。また，農地法の許可を得る前に宅地造成をしておりましたので，是正したい。 なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。 詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。 以上でございます。</p>
議 長 菅谷美尚委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番，菅谷です。続きまして，3番について報告いたします。 場所は，地図2ページ左側になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。 なお，許可を得る前に造成を始めてしまい，始末書添付になっております。</p>

議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番，菅谷です。3番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん，ご苦労さまでした。地図は，2ページの左側にあります。場所は，国道51号線の道路を西側に少し行ったところに農免道路があります。その農免道路をたきもとクリニックより入りまして，鉾田方面のほうに向かう左側になります。■■■さんと■■■さんとは，祖父と孫の間柄です。このたび自己住宅を建築したいとの申請がありましたが，農地法の許可を得ず造成しておりましたので，始末書添付をしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは，番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして，番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号4番，権利，使用貸借。申請地，■■■■■。地目，畑，面積3.43平方メートル。使用借人，■■■■■，■■■■■，■■■■■，■■■■■。使用貸人，■■■■■，■■■■■，■■■■■，■■■■■。</p> <p>■■■■■，■■■■■。転用施設，営農型太陽光発電設備3.43平方メートル。この転用面積3.43平方メートルにつきましては，太陽光パネルの支柱及びパワーコンディショナーなどの設置に要する面積になります。事由，農地を有効利用するために，申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物，サカキ。許可の日から10年間の一時転用となっております。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p>

	<p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告をお願いします。なお、地元委員も兼ねておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>4番、菅谷です。続きまして、4番についてご報告いたします。場所は、地図2ページ右側になります。申請地の農地区分といたしましては、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明させていただきます。場所は地図2ページ右側です。国道51号線、旧鉾田市立白鳥東小学校入り口に入り、500メートル地点を右折、200メートル地点を左折して200メートル地点の左側になります。■■■■■さんと■■■■■さんは姉妹会社みたいな感じで独立経営だそうです。■■■■■さんは、太陽光発電事業を主な事業にしているそうです。今回この地を有効利用し、サカキを植林するということです。問題のない案件と思われるので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これより採決をいたします。番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号5番、権利、使用貸借。申請地、■■■■■。地目、畑、面積999平方メートル。使用借人、■■■■■、■■■■■。使用貸人、■■■■■、■■■■■。転用施設、農家住宅、農業用倉庫224。85平方メートル。事由、</p>

<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現在家族5人で実家に同居しておりますが、独立するため、実家に近い申請地に自己住宅を建築したい。また、農地法の許可を得る前に宅地造成をしておりましたので、是正をしたい。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして、4番、菅谷です。5番についてご報告いたします。場所は、地図3ページ左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。申請地は、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 なお、許可前に宅地造成を始めてしまったため、始末書添付となっております。</p>
<p>議 長 小沼藤雄委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。 20番、小沼です。5番の案件についてご説明いたします。 現地調査の方、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページ左側になります。県道舟木街道、銚田まち内のほうから行きまして、セイミヤのところの十字路を右へ曲がりまして、四、五キロ行った先に、前中央スーパーというのがあったのですけれども、その大体左側の200メートルほど奥のところでは、■■■■さんと■■■■さんは親子関係でありまして、現在住んでいる家が手狭になったということで、近くに宅地造成して家を建てるということです。■■■■さんがどう勘違いしたのか、行政書士の方に二、三年前に転用を頼んだのですけれども、都合により先送りしてくれということで現在になって、勘違いしまして、何か工事を始めてしまったということです。問題ない案件と思われまますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 長	<p>これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第3号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>関連があるので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、番号2番について、同一事業のため、続けて説明いたします。</p> <p>番号1番、届出地、XXXXXXXXXX，畑，952平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。続きまして、番号2番、届出地，XXXXXXXXXX，畑，999平方メートル。同じくXXXXXXXXXX，畑，182平方メートル。計2筆，1，181平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。番号1番，番号2番全て，事由，高低差解消。期間は令和6年2月29日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので，続けてお願いいたします。</p>
平沼要司委員	<p>8番，平沼です。申請番号1番，2番について報告をします。</p> <p>去る9月15日に4番，菅谷委員，7番，草野委員，8番，私平沼と事務局で現地調査を行いました。場所については，地図3ペー</p>

	<p>ジの右側と4ページの左側ということで、地図で1と2、地続きということ。申請地は、周りの畑より高低差がある農地の解消をするための行為であり、農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告をいたします。</p> <p>続けて、地元委員の報告をいたします。場所は、地図3ページの右側と4ページの左側を見ていただいて、国道51号の白塚地内にある新宮郵便局の国道を挟んだ前の位置になります。申請人の■■■と■■■さんは、サツマイモ、ニンジンを生産する農家さんで、申請地は白塚地内の排水路工事の残土を使用して、周りの畑との高低差を解消するためということ。解消後は、サツマイモ、ニンジンなどを栽培するそうです。問題がない案件とと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>		
議	長	<p>それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>	
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番、番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議	長	<p>異議ないものと認め、番号1番、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>	
議	長	<p>関連があるので、番号3番から番号6番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>	
事	務	局	<p>番号3番から番号6番について、同一事業のため、続けて説明いたします。 番号3番、届出地、■■■、畑、2,113平方メートル。申請人、■■■。続きまして、番号4番、届出地、■■■、畑、240平方メートル。申請人、■■■。続きまして、番号5番、届出地、■■■、畑、577平方メートル。申請人、■■■。</p>

	<p>続きまして、番号6番、届出地、[REDACTED]、畑、1、470平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、503平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、564平方メートル。同じく[REDACTED]、畑、74平方メートル。計4筆、2、611平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。番号3番から番号6番全て、事由、高低差解消。期間は、令和6年2月29日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>草野克信委員</p>	<p>7番、草野です。番号3番から6番までは関連している案件のため、一括して報告いたします。</p> <p>これらの申請地は、鉾田・大洗広域事務組合発注の上釜地内の新ごみ処理施設搬入路の両側や水路に当たります。場所は、地図4ページの右側から6ページ左側です。詳細は、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、現在も道路より低く、高低差を解消する必要があります。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>
<p>梶間幸一委員</p>	<p>24番、梶間です。3番から6番について同じ案件ですので、一括して説明いたします。</p> <p>現況調査員の皆様、ご苦労様でした。場所は地図4ページの右側、5ページ、6ページを御覧ください。日本原子力機構入り口の反対側になります。このたび新ごみ処理施設搬入道路整備工事の残土を隣接する[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの農地の低いところに入れて、高低差を解消するということでございます。問題ない案件と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号3番から番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。</p>

	<p>番号3番から番号6番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 異議ないものと認め、番号3番から番号6番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農用地利用集積計画の決定について)</p> <p>議長 続きまして、議案第4号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議長 事務局に説明させます。</p> <p>事務局 申請件数につきましては、15件、合計で34筆、面積5万575平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借32筆、使用貸借2筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。</p> <p>議長 これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第4号を、農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
--	--

議 長	<p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>休憩 午後2時45分</p> <p>再開 午後2時48分</p>
議 長	<p>それでは、再開しますけれども、よろしゅうございますか。</p> <p>(議案第5号 農業振興地域整備計画変更(総合見直し)に対する意見決定について)</p>
議 長	<p>では、議案第5号「農業振興地域整備計画変更(総合見直し)に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>農業振興整備計画変更(総合見直し)に対する意見決定については、令和5年8月29日付で鉾田市長より意見を求められてございます。</p> <p>内容につきましては、担当であります農業振興課職員から説明をさせたいので、鉾田市農業委員会会議規則第21条により、担当職員の出席を求めます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明があったとおり、農業振興課職員の出席を認めてよろしいか、お伺いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 農業振興課職員の出席を認めます。</p> <p>(農業振興課 長峰課長、町島主幹 入場 午後2時50分)</p>
事 務 局	<p>それでは、農業振興課から鉾田農業振興地域整備計画書(案)について説明がございますので、よろしくお願ひします。</p>

<p>農業振興課</p>	<p>改めまして、皆様こんにちは。日頃より農業委員の皆様におきましては本市農業行政推進に当たりまして多大なるご協力とご理解を賜りまして、この場を借りて御礼申し上げますところでございます。本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この農業振興地域整備計画の総合見直しにつきましては、おおむね10年程度で見直すことになっております。見直しのため、今年の10月から来年の4月まで、農振除外等の受付を休止しているところでございまして、現在計画のほうを策定中というような状況となっております。</p> <p>詳細につきましては、担当のほうからご説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>ご紹介になりました農業振興課、町島と申します。それでは、鉾田農業振興地域整備計画案についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料1を御覧ください。資料1につきましては、整備計画書（案）の内容を要約したものとなっておりますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。それでは、総合見直しの1としまして、農業振興地域整備計画とは農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づき、市がおおむね10年先を見据えて計画策定する計画となっております。県知事が定めた農業振興地域において、農業生産の基盤となる区域、農用地区域と農用地区域外に区分されています。国の農用地等の確保に関する基本指針や令和4年3月に改定した県の農業振興地域整備基本方針等の内容を踏まえまして、社会経済情勢の変動、その他情勢の推移に対応した実効性のある計画として、農業振興施策に関する計画や農用地区域の見直しを行いました。</p> <p>農業振興地域整備計画は、農用地利用計画、こちら土地利用に関する計画と、農業振興施策に関する計画、農業マスタープランという側面の大きく分けると2つの計画に分かれてございます。</p> <p>2、計画見直しの概要につきましては、1、農業振興地域、鉾田市における農業振興地域については、行政面積2万760ヘクタールから、都市計画法による用途地域、大洗町と鉾田市の市町村界にある日本原子力研究開発機構関係用地、ゴルフ場用地、工業団地と公有水面の面積を除いた1万9,654.8ヘクタールとなっております。現況農用地は1万92.6ヘクタールとなりました。現況農用地というのは、鉾田市において地目が畑や田んぼになっている農地を全て指します。こちらの面積には、農用地区域外の面積も含まれてございます。</p> <p>そうしますと、その見直し前と見直し後について見ていただく</p>

と、畑のほうは8,047.8ヘクタールから8,155.2ヘクタールと面積自体は増加しております。こちらは、国土調査等によって面積が増えたものと推定されます。見直し後の面積ですが、1万92.6ヘクタールで、合計のほうは1万9,654.8ヘクタールと0.2ヘクタールのマイナスとなっております。こちらは、令和5年3月に行われた用途地域の見直しによって変わったものでございます。

2. 農地利用計画、こちら整備計画書の1ページ目から5ページ目となっております。1. 農用地区域の設定方針としまして、次のアからエのとおり、農用地区域の設定方針を決定いたしました。ア、現況農用地についての農用地区域の設定。本地域内における現況農用地1万92.6ヘクタールのうち、集落区域内に滞在する農用地及び、自然的な条件から見て農業の近代化を図るのが適当でない判断される農用地を除いた8,199.6ヘクタールについて、農用地区域と決定いたしました。

こちら、次のページをお願いします。イ、土地改良施設用地についての設定方針。現況の用地に介在または隣接するもので、かつ一体的に保全する必要があるものについて設定するものとなりました。しかし、本市においては該当はございません。

ウ、農業用施設用地についての農用地区域の設定方針。現況農用地に介在または隣接するもので、かつ一体的に保全する必要があるもの、20ヘクタールについて設定いたしました。

エ、現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針。農地開発の見込みはなく、設定はしてございません。

②、農用地区域への編入、土地改良事業または準ずる事業の施行区域内にある農地につきまして編入をいたしました。

③、農用地区域からの除外。次のアからイに該当する農用地について、農用地区域から除外いたしました。ア、自然的不適当地の除外、こちらは農業委員会事務局によって非農地判断された農用地について除外いたしました。イ、法定不適当地の除外、こちら道路や河川などの整備に伴い、農用地とすることが適当な土地となったところでございます。こちら、県道等によって買収された土地がそのような形となっております。

①、②、③を踏まえまして、次の表、④、見直しによる農用地区域の面積の増減表となっております。見直し前の農地面積のほうは8,274.6ヘクタール、見直し前の農業用施設用地は37.1ヘクタールで、合計が8,311.7ヘクタールが除外によって8,228.6ヘクタールになってございます。

次のページへをお願いします。こちらの減少の要因としましては、高速道路用地や市道用地等の公共用地と非農地判断された農地の増加が主な理由となっております。こちら、カラーの表、こちら

が各旧町村の面積の増減表となっております。旭地区につきましては合計で14.6ヘクタールの減、旧鉾田地区については66.8ヘクタールの減、旧大洋地区につきましては8.6ヘクタールの減で、合計90.6ヘクタールの減となっております。

⑤、農地区域からの編入、除外、目的別面積ですが、除外につきましては、公共用地、こちらが38ヘクタールで、転用許可権者の非農地判断ということで52.8ヘクタールが除外となっております。土地改良によって0.8ヘクタールが編入となっております。

⑥、農用地区域内の指定用途分別面積ですが、こちらにつきましては農業用施設用地の面積を出すものとなっております。割愛させていただきます。

次のページをお願いします。(3)、農業振興施策に関する諸計画ということで、農振法第8条第2項各号に規定されてございます①から⑦の計画について見直しを行いました。こちら、整備計画書6ページから21ページをご参照ください。1から7ですが、①、農業生産基盤の整備開発計画ということで、農業用排水施設の更新や暗渠整備、かんがい排水設備の修繕など、令和5年時点で計画がある4地区について計画へ記載しました。

②、農用地等の保全計画、農用地等の保全の更新を示すとともに、農業、農村の有する多面的機能の維持、発展のため、多面的支払い交付金を活用する10地区について計画へ記載しました。

③、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、こちら整備計画書10ページから15ページでございます。こちら基本構想というものの内容を書くとともに、こちらの内容では年間農業所得1人当たり580万円以上及び労働時間は2,000時間という水準のほうを計画のほうに記載させていただきました。

続きまして、④、農業近代化施設の整備計画でございます。こちら今後整備のほうが見込まれる共同処理加工施設の計画はございませんが、農業近代化の施設の整備の方法について記載いたしました。

続きまして、⑤、農業を担うべきものの育成、確保、施設の整備計画についてでございます。こちらは、地域農業を支える多様な担い手の育成、確保に向けた取組として、新規就農者支援や中間管理事業を活用した農地利用の最適化の推進について記載いたしました。

⑥、農業従事者の安定的な就業の促進計画、こちらは農業従事者の安定的な就業の促進を図るための取組として、6次産業化等の支援や就業機会の確保対策を記載いたしました。なお、就業機会の確保対策としては、農産物の拡大のために市内農作物のプロモーション

	<p>ンを行い、農業従事者の安定した職の確保を行うことといたしました。</p> <p>⑦、生活環境施設の整備計画、こちらは農村地域の良好な生活環境を確保するための取組を記載いたしました。</p> <p>それでは、整備計画書22ページ、こちらを御覧ください。こちらに記載されている区図について御覧になれますでしょうか。こちらの図面の件なのですけれども、お手元にありますでしょうか。先ほど申し上げたとおり、整備計画書22ページのほうにはその区図の記載がありまして、こちらの区図については、一番最後のページになっておりまして、黄色のほうが農地となっております。オレンジが農業用施設用地を表してございます。外枠で青い線がありまして、こちらの青い線が農業振興地域界を表してございます。市内の土地の大部分が農地であることが見てとれると思われまして。</p> <p>それ以降の区図2号、3号、6号につきましては、整備計画書に記載した計画について図面に落とし込んだものとなっております。農用地区域の件なのですけれども、こちらは今回の見直しで除外した部分を赤く染めさせていただいておりまして、編入した部分は黒で着色してございます。なお、こちらの整備計画書につきましては、鉾田市総合計画や都市計画マスタープランとの計画との整合性や、あと茨城県の協議を経て作成してございます。</p> <p>それでは、最後に今後のスケジュールなのですけれども、こちら農業委員会を経まして、その後パブリックコメント、30日間の期間を定めまして、市民の皆様から広く意見を公募したいと考えております。その後は、茨城県との協議を経まして、縦覧、公告、異議申立て期間を経て、最後市のほうが農振法の12条公告を行い、総合見直しのほうが終了となっております。総合見直しの完了予定につきましては、令和6年3月を完了予定としてございます。令和6年5月からは、新たに農振除外の申請等の受付を開始いたしますので、その際には委員の皆様にはご協力のほどお願いいたします。</p> <p>説明については以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>議長 どうでしょうか。今農業振興課のほうから説明があったとおり。質疑を許しますので、どうでしょうか。質疑ありますか。ないでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>議長 では、質疑なしと認めます。</p> <p>議長 農業振興課の長峰課長、町島主幹はここで退席いたしますので、</p>
--	---

<p>議 長</p>	<p>よろしく申し上げます。どうもご苦労さまです。</p> <p>(農業振興課 長峰課長, 町島主幹 退場 午後3時7分)</p> <p>意見書(案)について, 事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>意見書(案)について読み上げます。</p> <p>意見書(案), 農業振興地域整備計画変更(総合見直し)について, 貴市より意見を求められたが, 案のとおり変更することに異議ございません。</p> <p>令和5年9月25日, 鉾田市長, 岸田一夫殿。 鉾田市農業委員会会長, 飯岡政一。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第5号 農業振興地域整備計画変更(総合見直し)に対する意見決定について, 原案どおり決定することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め, 原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により, 報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3件の届出がございました。3筆で面積は1万7,802平方メートル。合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>

		<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長		<p>報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局		<p>4件の届出がございました。27筆で、面積につきましては合計で6万2,700平方メートルでございます。内容は、相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
		<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長		<p>報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局		<p>2件の届出がございました。地目、畑、2筆で、合計面積1万8,004平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年8月29日、令和5年8月31日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>
		<p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長		<p>続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>2件の届出がございました。番号1番、届出地、 、地目、畑、面積806平方メートル、同じく 、地目、畑、面積132平方メートル、同じく 、地目、畑、面積141平方メートル、 、地目、畑、面積1,330平方メートル、 、地目、畑、面積529平方メートル、同じく 、地目、畑、面積71平方メートル、同じく 、地目、畑、面積85平方メートル、同じく 、地目、畑、面積194平方メートル、同じく 、地目、畑、面積12平方メートル、同じく 、地目、畑、面積636平方メートル、 、地目、畑、面積377平方メートル、 、地目、畑、面積44平方メートル、 、地目、畑、面積19ヘクタール、同じく 、地目、畑、面積259平方メートル、計14筆、4,637平方メートル。申請人、 、 、 、 。転用地先は工業用地となっております。</p> <p>続きまして、番号2番、届出地、 、地目、畑、面積162平方メートル、申請人、 、 、 。転用施設は、農業用倉庫となっております。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、私のほうから一言よろしいですか。先ほど菅谷委員に私の案件を述べていただきましたけれども、最初にという会社が出て、銚田市のほうに。これ旧大野にある業者なのですが、鹿嶋市にある会社なのですが、やはりこの会社、 だけで済まないで、 という会社をつくって、そこで農地を取得する。その取得した農地を、やはり営農型太陽光発電をやるために、こういう営農型にするためにわざわざ という別会社をつくって、法の目をかいくぐってやっているのではないかなと思っておりましたので、会長会議のときに局長と東京</p>

の議員会館で集まったときにも、早速何とか手を打ってくれないか、これでは優秀な農地が失われるから、何とか法的にも考えてもらわないと非常に困るということで。

私のところへも [] から電話があって、こういうわけで営農型を申請いたしましたので、よろしく願います。下はサカキということで連絡がありましたけれども、やはりサカキというのが一番手っ取り早いみたいです、今までやっている中で。何でサカキかといった場合は、サカキを売るまでにやっぱり何年もかかるそうです。そうすると、申請をまた次から次へ出す。それはその会社にとっては仕事でやっていて、今回も [] の本当の畑のいい一等地のところ、第1種農地の中に太陽光発電ができる。そういうことで危惧されていると思います。

だから、私は言いました。取りあえず原状復帰、あまり成果が出なかったり、何年も、何年も申請を出してそのままやっても、農業委員会としては優秀な農地を守るのが目的でございますので、原状復帰させられる可能性がこれから出てきますから、そのところきちんとやってくださいねと、俺は一応そういう形で言いましたけれども、そういうように太陽光発電という会社がどんどん、どんどん。撤退している会社もそろそろ出てきているのだけれども、やはり優秀な農地がそうやって失われるということは非常に残念でございますので、我々農業委員会としてもその処分が今の法律では全然できません。そういうことで、何かいい方法でもあればと思って、一応そういう会議には政治家の方にはお願いしました。

なかなか政治家も法律というところまでには何年もかかるから、その間農地が失われてきてしまうのではないかと。その下の農地を買うのには値段が安いのです。ところが、 [] が買う農地は値段が倍くらいの値段で買ってしまいうわけです。結局そこへ売ってしまうのです。だから、そういうところでもやはり非常に危惧されているものですから、何かいい案でもあれば、農業委員さんでもあればいいなと思っています。今の現状ではそれが農業委員会としては全然できなくなっておりますので、非常に困っておる状況でございますので。これからも営農型太陽光発電の場合には、私も地元のほうは小まめに回って監視をしたいと思っておりますので、皆さんもその点よろしく願います。そういうことで、私のほうからはそれを言いたかったところでありませう。

そのほかに何かありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議

長

事務局、何かありますか。どうぞ。

<p>事 務 局</p>	<p>そうしましたら、この後終了後、年金の説明会のほうなのですけれども、3時半を目安に始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時21分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;"> <u>議長（会長）</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>15番 委員</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>16番 委員</u> </p>